

健康科学総合研究事業

厚生労働科学研究費補助金研究事業の概要

研究事業（研究事業中の分野名）：健康科学総合研究事業
 （研究事業の再編に伴い、平成16年度に「がん予防分野」を分離）

所管課：健康局総務課地域保健室

予算額（平成16年度）： 1, 149, 847千円

①研究事業の目的

地域保健・公衆衛生の基盤の基礎として「地域保健サービスに関する研究分野」及び「地域における健康危機管理に関する研究分野」の2分野、個別対策分野として、「健康づくり・生活習慣病（がんを除く）予防に関する研究分野」、「健全な水循環の形成に関する研究分野」及び「生活環境に関する研究分野」の3分野、計5分野から構成された公衆衛生に関する総合的研究事業である。

個別の分野の目的は下記のとおりである。

1 健康づくり・生活習慣病（がんを除く）予防に関する研究分野

健康増進法を基盤とする国民の健康の増進、生活習慣病に着目した疾病予防の推進のため、分子疫学等最先端科学を活用した循環器病・糖尿病の予防の研究及び生活習慣と疾病との関係に関する調査研究を進めるとともに、給食施設、温泉利用型健康増進施設等健康づくり関連施設に関する研究を行い、国民の健康の増進の推進を図ることを目的とする。

2 地域保健サービスに関する研究分野

地域の公衆衛生（地域保健）行政を取巻く社会状況は健康危機の頻発、市町村合併等激変してところである。このような社会状況に対応できる組織、人材育成、技術的事項等に関する研究及び開発を行い、公衆衛生行政の基盤の向上を図ることを目的とする。

3 地域における健康危機管理に関する研究分野

SARS、鳥インフルエンザ等の健康危機事例が頻発しており、健康危機対策は社会の安全性及び安心とを確保するためには必要不可欠となっている。健康危機管理対策を支える組織、情報等の体制や対応の整備といった共通の基盤の構築を行うことが重要であることから、健康危機対応に関する共通の基盤を構築するための研究及び開発を行い、危機管理対策の推進を図ることを目的とする。

4 生活環境に関する研究分野

室内空気汚染問題をはじめとした建築物における空気環境や給排水等の衛生的環境の確保に関する研究、公衆浴場等の生活関係営業の振興及び衛生的環境の確保に関する研究、その他生活環境が人体に及ぼす影響等の研究を推進し、生活衛生の向上及び増進を図る。

5 健全な水循環の形成に関する研究分野

水利用の合理化を進め、河川、下水道及び環境への負荷を軽減するため、家屋及び地域スケールの水利用システムにおける水の有効利用に関する研究や、未利用エネルギーの活用や環境管理方法の体系化等、水利用システムにおける環境負荷低減方策に関する研究を行うとともに、水利用段階における水質の安全性の確保を図るために必要な研究、水利用の起点である水道水源を保全するための水源監視・管理手法等に関する研究等を行い、安全で最適な水利用システムを構築することにより、健全な水循環系の形成に資することを目的としている。

②課題採択・資金配分の全般的状況（詳細は別紙参照）

- | | |
|-------------------------------------|---------|
| 1 健康づくり・生活習慣病（がんを除く）予防に関する研究分野採択課題数 | ： 29 課題 |
| 2 地域保健サービスに関する研究分野採択課題数 | ： 31 課題 |
| 3 地域における健康危機管理に関する研究分野採択課題数 | ： 1 課題 |
| 4 生活衛生に関する研究分野採択課題数 | ： 16 課題 |
| 5 健全な水循環の形成に関する研究分野採択課題数 | ： 7 課題 |

③研究成果及びその他の効果

1 健康づくり・生活習慣病(がんを除く)予防に関する研究分野

栄養・食生活プログラムの評価手法に関する研究では、研究結果に基づき地方自治体向けのマニュアルを作成し、地方自治体における栄養調査等に活用されている。

栄養教育と望ましい食習慣形成に関する研究では、研究結果が「健康づくりのための食環境整備に関する検討会」の資料として活用された。

未成年者の喫煙及び飲酒行動に関連する環境要因についての研究では、研究結果が厚生労働省主催の「平成15年度たばこ対策担当者講習会」にて発表され、たばこ対策の推進に活用された。

「健康日本21」の目標達成度の評価手法に関する研究及び、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康づくり、たばこ、アルコール、循環器病等の健康増進に係る研究については、「健康日本21」中間評価の基礎資料として活用される。

2 地域保健サービスに関する研究分野

「地域保健関係職員等の研究」では、研究結果に基づき「地域保健従事者の資質の向上に関する検討会」の基礎資料として活用されるとともに、地域保健法第4条に基づく地域保健対策の推進に関する基本的指針の改正のための基礎資料としている。

また、「地域保健関係機関のマンパワーに関する研究」は、保健所長の職務の在り方に関する検討会の基礎資料として活用し、今後の政令改正を行う予定がある。

3 地域における健康危機管理に関する研究分野

「健康危機管理の情報に関する研究」では、厚生労働省が国立保健医療科学院に設置する健康危機管理支援情報システム等の有効活用のための評価等に活用するとともに、健康危機発生時における対策の基礎となっている。

4 生活環境に関する研究分野

本研究分野のうち、建築物衛生については、シックハウス等の室内空気質による健康影響に関する研究成果に基づき、室内空気汚染の実態が明らかにされるとともに、その科学的知見は臨床現場における診療にも活用されてきた。

また、浴場関係については「公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律」が平成16年4月に改正され、公衆浴場が「健康の増進並びに住民の福祉の向上」を担う施設として位置づけられたことをうけ、「銭湯における温熱効果の予防医学的意義に関する研究」の成果を用いて、平成16年度から公衆浴場を利用した健康増進事業を実施することとなった。また、「温泉・公衆浴場、その他の温水環境におけるアメーバ性髄膜脳炎の病原体 *Naegleria fowleri* の疫学と病原性発現に関する研究」の成果は、温泉等におけるアメーバ性髄膜脳炎の予防対策の基礎的資料として活用されることが期待される。

「エステティックサロンにおける身体危害防止に関する調査研究」の成果は、(財)日本エステティック研究財団で実施予定のエステ能力評価試験の実施に活用されることとなった。

5 健全な水循環の形成に関する研究分野

15年度に終了した「WHO 飲料水水質ガイドライン改訂等に対応する水道における化学物質等に関する研究」においては、水道水中に存在する各種有害物質について、農薬、重金属、一般有機物、消毒副生成物、サンプリング方法、鉛、化学物質の毒性評価、微生物についてその存在状態やその制御技術について総合的な評価を行った。その成果は多くの学術誌に掲載され国内外で大きな反響があり、当該成果の一部は改訂されたWHO 飲料水ガイドラインにも掲載されている。

④行政施策との関連性・事業の目的に対する達成度

地域保健(公衆衛生)行政の課題及び施策に対して、本研究事業の結果が積極的に活用されているところである。特に「指針」、「基準値」等の改正の基礎調査研究として活用及び、公衆衛生行政における対応の科学的根拠の確立には大きく活用されていることから、目標に対する達成度は高い。個々の研究事業については下記のとおりである。

1 健康づくり・生活習慣病(がんを除く)予防に関する研究分野

健康日本21の目標達成度評価手法に関する研究、生活習慣と疾病との関係に関する研究、生活習慣を改善させるための指導方法に関する研究等、いずれも健康づくりに関する施策を推進するうえで必要不可欠な研究であり、現在までに集積された科学的知見は検討会等において活用されている。また、循環器病・糖尿病については、分子レベルにおける遺伝子解析を用いて病態学的な知見を得ることができた。

2 地域保健サービスに関する研究分野

「地域保健関係機関のマンパワーに関係する研究」は、保健所長の職務の在り方に関する検討会の基礎資料として、今後予定している政令改正に活用され、「現状指摘された人材育成に関する概念及び具体的育成に関する研究」では、地域保健法第4条に基づく地域保健対策の推進に関する基本的指針の改正のための基礎資料として、「地域職域の連携における研究」では、具体的な連携方法等が報告されるなどから、現行制度における知見の集積がある程度、行われたと考えている。

3 地域における健康危機管理に関する研究分野

健康危機管理対策を支える組織、情報等への体制や対応といった共通基盤の構築を行うため、平成14年度まで地域保健サービス分野に含まれていたものを別の分野として独立させ研究の推進体制を強化した。

健康危機管理対策は行政が中心となり推進していくことが必要不可欠な課題であることから、本研究課題は行政課題解決のための対策の一つである。

平成15年度においては、健康危機管理の情報に関する概念及び取扱等に関する研究を中心に開始されたところである。

4 生活環境に関する研究分野

本分野は行政施策に密接に関連した研究課題が多く、各研究成果の多くが行政施策に反映されており、目的に対する達成度は高い。

5 健全な水循環の形成に関する研究分野

「WHO 飲料水水質ガイドライン改訂等に対応する水道における化学物質等に関する研究」の成果は、水道法に定める水道水質基準改定や水道施設や給水装置の資機材等に材質に関する基準の改定に際しての科学的な知見として活用され、本年4月から施行されたこれらの新しい基準等に反映されたことから、目的に対する達成度は高いと考えられる。

⑤課題と今後の方向性

1 健康づくり・生活習慣病(がんを除く)予防に関する研究分野

平成17年度の健康日本21の中間評価へ向けて、栄養・運動・休養等、各分野の評価方法や評価の根拠について引き続き調査研究を実施し、科学的データの集積を図るとともに、研究成果を活用して中間評価を行う必要がある。喫煙に関しては現在、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の批准に向けた取組を進めており、新たな施策展開と社会環境整備のための調査研究が必要とされている。また、生涯にわたる国民の健康の増進を支援するため、ライフステージ毎の主な健康課題等を最新の科学的知見に基づき検証し、今後の健診等のあり方を整理する必要がある。

2 地域保健サービスに関する研究分野

地域の公衆衛生(地域保健)行政を取巻く社会状況は市町村合併、健康危機の頻発等激変していることに加えて、対応する制度等が不明確な事案も増大しているところであることから、今後の公衆衛生組織等に関する方向性を明確化し、公衆衛生の基盤を強化するために、地域における公衆衛生組織、人材、対策等の将来像に関する概念及び具体的な対応策に関する研究の実施が必要である。

3 地域における健康危機管理に関する研究分野

健康危機管理対策は行政が中心となり推進していくことが必要不可欠な課題であることから、安心・安全の社会形成を行うために組織、人材、育成等の総合的概念的な研究にあわせて、それぞれの分野の健康危機に共通して活用できる概念、機器、組織、物流等、具体的な開発、研究の推進する必要がある。

4 生活環境に関する研究分野

生活衛生分野においては、建築物における健康危機管理のあり方に関する研究及び浴場におけるレジオネラ等感染症予防に関する研究等は未だ研究が十分なされていないため、特に充実を図る必要がある。

5 健全な水循環の形成に関する研究分野

環境負荷の低い水利用システムの具体の構築・評価手法、また、水利用における新たな知見等に基づく化学的・生物的因子からの安全の確保、また、安全な水を得るための水道水源の評価手法等が、課題としてなっていることから、これらの課題に対応していくため調査研究を推進する必要がある。

⑥研究事業の総合評価

個々の研究結果については、地域保健法第4条に基づく地域保健対策の推進に関する基本指針の改正及び水質基準等の「指針」、「基準値」等の改正の科学的根拠として活用するとともに、「健康日本21中間評価」等の施策や対応策における具体的方法に活用されており、有効な活用が行われているものである。

1 健康づくり・生活習慣病(がんを除く)予防に関する研究分野

健康増進施策を推進するうえで必要な科学的な知見を集積し、今後の施策に活用可能な多くの研究成果を得ることができたものの、たばこ対策やライフステージ毎の健康課題等、生涯にわたる健康づくりのために更なる研究の推進が必要である。

2 地域保健サービスに関する研究分野

地域の公衆衛生(地域保健)行政を取巻く社会状況は市町村合併、健康危機の頻発等激変していることに加えて、対応する制度等が不明確な事案も増大しているところであることから、今後の公衆衛生組織等に関する方向性を明確化し、公衆衛生の基盤の強化を行うためには、地域における公衆衛生組織、人材、対策等の将来像に関する概念及び具体的な対応策に関する研究を実施することが重要である。

3 地域における健康危機管理に関する研究分野

健康危機管理対策は行政が中心となり推進していくことが必要不可欠な課題であることから、安心・安全の社会形成のためには、組織、人材、育成等の総合的概念的な研究にあわせて、それぞれの分野の健康危機に共通して活用できる概念、機器、組織、物流等、具体的な開発、研究の推進が必要である。

4 生活環境に関する研究分野

多くの研究が原著論文を多数発表するなど質の高い研究が実施され、またその成果が行政施策に反映されるなど、質及び効果ともに本事業は高い実績を残した(事後評価未実施)。

5 健全な水循環の形成に関する研究分野

WHOのガイドライン改訂や、水質基準等の改定における科学的知見として活用されたことなどから、本研究事業については、高く評価しうると思われる。